

文化振興計画策定にあたって

1 文化振興の意義

私たちは四季折々に変化する美しく豊かな自然に囲まれ、変化に富んだ風土や歴史など、独自の文化を育んできました。私たちは、これらからも多様な文化を創造し、大切に保存・活用するとともに、次代の人々が、新たな感性により文化の創造が行えるよう、伝えていく役割を担っています。

「文化」を広くとらえると、人の自然とのかかわりや立ち居振る舞い、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、人と人の生活にかかわる総体を意味していますが、この計画では主に文化芸術について策定するものです。

文化芸術は人々の生活に安らぎや心の癒しをもたらし、地域の文化は郷土への誇りや愛着の心を育てます。また、子どもたちから質の高い文化芸術に触れることは、子どもたちの感性や創造性を育て、豊かな文化力※の基礎を育てます。さらに、文化芸術活動の輪を広げ、継続することは、人と人の結びつきを強め、地域の絆を深めるとともに、観光や教育など様々な分野と連携することにより、地域の活力を向上させ、地域経済の活性化にもつながります。



茨城牧場長野支場（旧長野牧場）

※文化力とは：文化の持つ、人々に元気を与え地域社会を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力

2 文化芸術をめぐる背景

◆国の示す方針

国は平成13年12月に文化芸術の振興について基本理念を明らかにし、その方向性を示した文化芸術振興基本法を施行し、地方公共団体に対し自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策の策定と実施を求めています。

国の示す文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針・平成23年2月8日閣議決定）では、文化芸術振興を人々の活力や創造性の源泉として位置づけ、文化芸術への公的支援を、単に社会的費用として捉えるのではなく、社会的必要性に基づく戦略的な投資として捉えています。

また、文化芸術に対する支援の重点を「ハード」の整備から「ソフト」と「ヒューマン」へ移し国民生活の質的向上を追求するとともに、文化芸術が広く社会への波及力を有していることから、様々な領域への波及効果を視野に入れ、個人・企業・民間団体・地方公共団体・国が、各々の役割を明確にしつつ、相互の連携強化を図りながら文化芸術振興を図る必要があるとしています。

◆少子高齢化の影響

日本社会は人口減少期に入り、特に過疎化と高齢化の進む地域では、住民の50%以上が65歳以上となり、共同体として機能が急速に衰える、「限界集落」の出現につながっています。

また、少子化や核家族化の進展・単身世帯の増加は、世代間で交流する機会を減少させ、地域のつながりを希薄にしています。

このように、高齢化や少子化・核家族化の進展によるコミュニティの変化は、地域の共生力を脆弱にし、昔から受け継がれてきた祭りや、伝統文化の継承を困難にしています。

◆現代の生活様式の変化

私たちの生活は携帯電話・インターネットなどの急速な普及と発達により、必要な情報を簡単に入手することができる情報化社会となりました。さらに、高速交通網の整備が進み移動時間が短縮することにより、生活範囲が広がり、地域を越えた対話や交



龍岡城五稜郭

流が容易に行えるようになりました。

この情報化の進展や生活範囲の拡大は、私たちの仕事や生活を変化させており、便利で豊かになる反面、仕事や生活にスピードが求められ時間的な余裕や精神的な余裕が減少し、ストレスを感じる人を増やす一因となっています。

また、近年長引く不況や経済のグローバル化などの社会経済情勢の変化は、雇用形態や労働環境の変化につながり、時間的な余裕や経済的な余裕を持たない人が増える一方で、団塊の世代と呼ばれる人たちの定年退職により、時間的にゆとりを持った人たちも増えています。

このように、人々の仕事や生活のスタイルは様々に変化しており、一部には物質的な豊かさよりも心の豊かさを求める意識が広がるなど、価値観の選択肢が増え、文化芸術に対するニーズの多様化につながっています。

◆文化芸術に寄せられる期待

近年発生した阪神・淡路大震災や東日本大震災などの大きな災害では、多くの生命や財産が失われ、残された人々の夢や希望も奪い、今なお多くの方が困難な生活を強いられています。

こうした厳しい環境下、被災地などで行われる文化芸術活動を通じた支援が、残された人々の心を癒し、生きる力となった様子が伝えられています。

このように文化芸術が被災地において果たしている役割のほか、広く一般的にも文化芸術は人々に安らぎや心の潤い、生きる喜びや元気をもたらすとともに、活力ある地域づくりにつながる働きを示すなど文化芸術が持つ文化力に期待が寄せられています。



鳥追い祭り

3 文化振興計画における文化の領域

「文化」とは様々な領域を含んだ言葉であり、その範囲は広く多方面に広がるものですが、この計画における「文化の領域」は、国の文化芸術振興基本法を参考に、原則として下記の範囲とします。

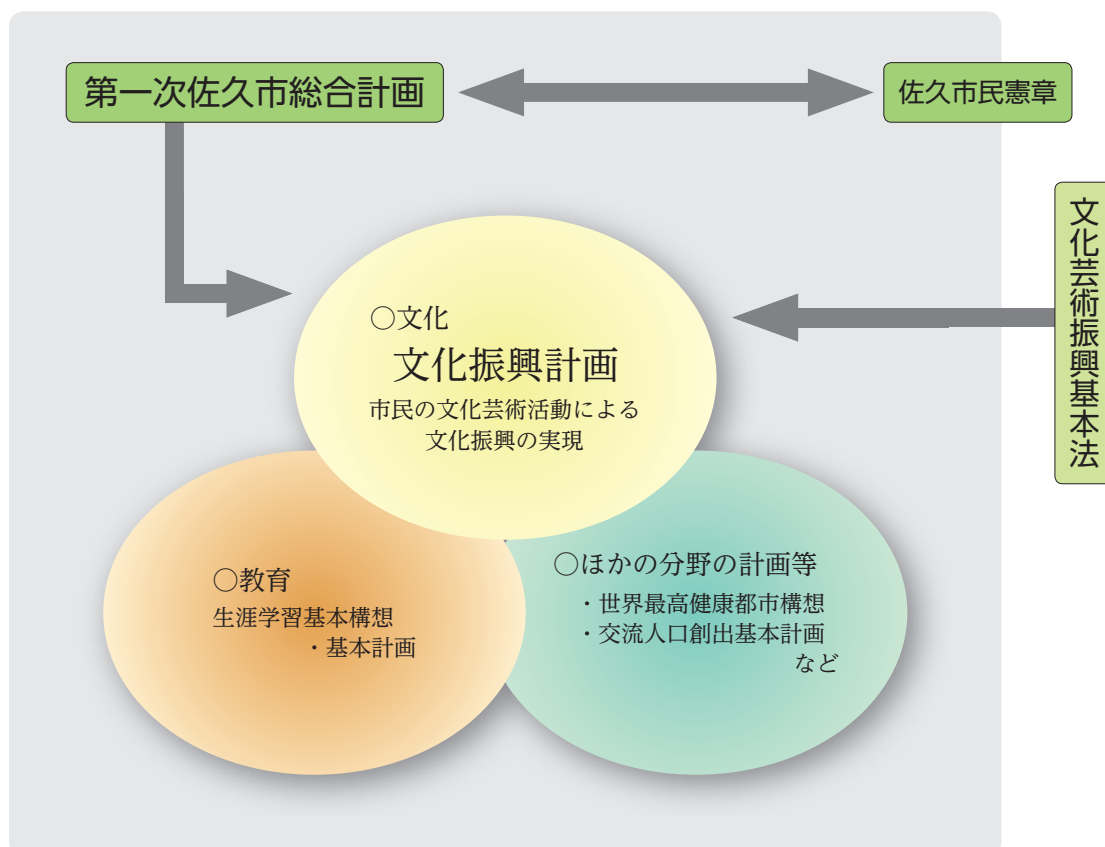
- 1 芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等）
- 2 メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）
- 3 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎等）
- 4 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等）
- 5 生活文化等（茶道、華道、書道、国民娯楽、出版物等）
- 6 文化財等（有形及び無形の文化財等）
- 7 地域における文化芸術等（伝統芸能・民俗芸能等）



榊祭り

4 市の関連計画等との位置付け

本計画は、国が施行した文化芸術振興基本法に基づき、本市の行政運営の基本となる「第一次佐久市総合計画」との整合性を図り、他の計画と連携しつつ市民が健康でゆとりと潤いを実感できる生活の実現を目指した、文化芸術施策の指針となるものです。



5 計画の期間

計画期間は10年間とします。ただし、社会情勢や市民のニーズなどの変化を踏まえ必要により計画の見直しを行います。

6 計画推進の役割

◆市民の役割

文化芸術活動の推進にあたっては、市民が互いの価値観を認め、尊重し、文化芸術活動を楽しみながら、文化芸術の担い手となることが重要です。

このため、市民が個人で文化芸術に親しみ、楽しむことのほかに、文化芸術活動の企画や運営にスタッフやボランティアとして、積極的に関わり主体的に活動する役割を担っています。

◆団体や企業等の役割

人が集まり、協力しながら同じ分野の文化芸術活動を行うことは、お互いを刺激し、活動の幅の広がりや質の高まりになります。このような人が集まる団体は、市民の文化芸術活動の基盤となり、個人の活動の支えとなります。

また、企業等が積極的に文化芸術活動を行うことは、イベントの充実による参加者の増加や、多くの人が集まることによる地域経済の活性化につながることを期待されます。

このように、団体や企業等は文化芸術活動へ参加・協力することにより、大規模なイベントの開催を可能とし、多くの人々が文化芸術活動に参加する機会を創出する役割を担っています。

◆行政の役割

市は、文化芸術活動の主役である市民に対し、情報や活動する場の提供及び環境の整備を行い、文化芸術活動の推進を図る役割があります。

また、様々な団体や企業などに協力を求め、文化芸術振興の推進に関する総合的な企画・調整を行う役割を担っています。

